
市町村社会福祉協議会における災害時対応体制等の整備について

2011.10 岡山県社会福祉協議会 作成

昨今の甚大な災害が発生したなかで、全国的な流れとしても、市町村社会福祉協議会における役割の一つに災害ボランティアセンターの設置・運営が、期待されている状況がうかがえます。

そういったことから、「我が社協でも災害時の体制整備を図る必要があると考えているが、まず、何から始めればよいのか？」というご相談をいただきます。

本会では、単に災害ボランティアセンターの設置・運営マニュアルを作成するだけでなく、まず、社協の全職員が災害警戒時および発生時にはどのような行動をすべきかについて、共通認識を持つておくことが一番重要なポイントになると考えています。

そのために、各社協におかれましては、以下のことについて確認しながら、災害時の体制整備を進めていただきたいと考えています。

①自治体防災計画における社協の位置付け

- 災害ボランティアセンター設置について（役割分担の明確化）
- （必要に応じて、協定締結）

☞ 災害ボランティアセンターの設置・運営において、情報収集や発信、資材調達、場所確保、資金面等、様々な事柄で自治体との連携は不可欠になります。そのためにも、防災計画に社協がどのような役割で位置付けられているのか、自治体との役割分担はどのようにしておくのか等を明確にしておく必要があります。

なお、位置付けがなされていない場合は、早急に自治体と話し合いの場を持ち、位置付けられるようにアプローチしていく必要があります。

②災害警戒時および発生時の対応について、社協組織内でのルールを作成する。

- 職員参集について
- 連絡網について
- 勤務時間内外の対応について
- 避難所指定の建物における対応について

☞ 災害警戒時および発生時に、勤務時間内外を含め、社協職員はどのような行動をとればよいのか、曖昧な場合が多いです。そのためにも、一定のルールを作成しておく必要があります。また、避難所指定された建物に社協事務所がある場合、どのような対応をすべきなのかについても作成しておく必要があります。

市町村社会福祉協議会における災害時対応体制等の整備について

2011.10 岡山県社会福祉協議会 作成

③災害警戒時および発生時対応のルールについて、職員周知・徹底する。

- 職員向け資料およびカード等の作成
- 職員会議等にて周知・徹底

☞ 災害警戒時および発生時対応のルールについて、いかに全職員が認識し、行動にうつせるかが重要なポイントになります。

したがって、個々の職員が何をすべきかがわかる資料等を作成し、研修等を通じて周知・徹底しておく必要があります。

④被災状況把握および要援護者等への安否確認方法について、ルールを作成する。

被災状況把握

- 災害対策本部
- 現地調査
- 社会資源（民生委員、福祉委員、地区社協等）

安否確認

- 社協職員への連絡
- 福祉サービス利用者への電話
- 福祉サービス利用者への現地調査
- 社会資源（民生委員、福祉委員、地区社協等）

☞ 自治体では、組織内や住民、関係機関等からの電話対応等でパニック状態となり、被災状況の把握ができないことも想定されます。

被災状況は、災害ボランティアセンター設置の判断材料になりますので、災害対策本部からの情報だけでなく、現地調査や社会資源を通じて情報収集する必要があります。

また、社協職員の安否確認や要援護者（独り暮らし高齢者や高齢者世帯、障害者世帯等）、福祉サービス利用者等へ安否確認を行う必要がありますが、電話等が利用できない場合も想定されますので、現地調査等の対応についても考えておく必要があります。



市町村社会福祉協議会における災害時対応体制等の整備について

2011.10 岡山県社会福祉協議会 作成

⑤ 社協災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル（仮称）の作成

※水害、地震等のケース毎に記載している場合もあります。

- 災害警戒時および災害発生時の職員行動指針について
 - ・職員参集
 - ・被災状況把握および安否確認
- 災害ボランティアセンターの設置について
 - ・目的、方針
 - ・設置判断（決定機関）
 - ・運営スタッフ体制
 - ・設置期間、時間、場所（レイアウト含む）
- 災害ボランティアセンターの運営について
 - ・組織体制（各班含む）、役割
 - ・1日の流れ
 - ・設備（電話回線含む）、備品、資材
- ボランティア募集について
 - ・ボランティア募集の手順
 - ・ボランティア留意事項
- 災害ボランティアセンターの資金調達について
- 関係機関との連携・協力体制等について
 - ・県社協、市町村社会福祉協議会
 - ・地元消防団、商工会、青年会議所、自主防災組織、企業、災害NPO等
- 災害ボランティアセンターの閉鎖もしくは移行について
 - ・閉鎖の判断、周知、業務
 - ・生活支援に向けた移行について
- 様式集
- 平常時の活動について



市町村社会福祉協議会における災害時対応体制等の整備について

2011.10 岡山県社会福祉協議会 作成

岡山県社会福祉協議会 災害発生時の対応カード内容

※カードを常に携帯しておくこととなっている。

●勤務中の対応

- ・出張先で震度 5 以上の地震 ⇒ 所属部所長へ安否確認
- ・研修や会議中に震度 4 以上の地震または台風の接近等により暴風や大雨による洪水や浸水が発生する恐れがある場合
⇒ 今後の対応について事務局長または所属部所長へ判断を仰ぐ

●休日・勤務時間外の対応

- ・下記により災害（地震、風水害等）が発生し、甚大な被害が生じたと想定される場合は、自宅待機又は連絡がとれる状態を維持する。

※幹部職員は緊急出勤

- ①岡山県内で震度 5 以上の地震が発生した場合
- ②中国ブロック県・指定都市において震度 5 以上の地震が発生した場合
- ③岡山県内で台風の接近等により暴風や大雨による洪水や浸水が発生した場合

【緊急連絡先（所属部所長）】 T E L 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

参考になるマニュアル

- 宇治市災害ボランティアセンター運用の手引き

<http://www.uji-saigai-v.net/img/data/manual.pdf>

- 市町村社協災害ボランティアセンター立ち上げモデル・マニュアル（埼玉県社協）

<http://www.fukushi-saitama.or.jp/saitama03/volunteer/exec/item/browse/4/66/>

- 三鷹市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル

http://www.mitakashakyo.or.jp/syakyo_towa/documents/saigaivc.pdf

- 災害時におけるボランティア支援マニュアル（石川県県民ボランティアセンター）

<http://www.ishikawa-npo.jp/volunteer/manual.htm>

- 仙台市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル

<http://www.ssvc.ne.jp/?p=417>

- 災害ボランティア活動支援市町モデルマニュアル（兵庫県）

<http://web.pref.hyogo.jp/contents/000070477.pdf>

- 協働で進める 災害救援・ボランティア活動の手引き（全社協）

http://www3.shakyo.or.jp/cdvc/data/files/DD_47271151192620.pdf